

平成 28 年 9 月 1 日

各 位

株式会社北洋銀行

## 平成 28 年台風第 10 号による被災者の皆さまへ

台風第 10 号により被災された皆さまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。  
当行では、北海道財務局長および日本銀行釧路支店長、日本銀行札幌支店長連名による「平成 28 年台風第 10 号にかかる災害に対する金融上の措置について」の要請なども踏まえ、今回の被災者の皆さまに、各営業店で以下の対応をしますので、窓口までご遠慮なくご相談ください。

<被災者の皆さまへの対応>

1. 預金証書、通帳ならびにお届出の印鑑を紛失した場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払い戻します。
2. ご事情を確認のうえ、定期預金などの期限前払い戻し(中途解約)ならびに定期預金を担保とする貸付もいたします。
3. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立てができるように努めます。
4. 災害時における手形の不渡り処分に配慮します。
5. 汚れた紙幣・貨幣の引き換えについてのご相談に応じます。
6. 国債を紛失した場合のご相談に応じます。
7. 災害の状況、応急資金の需要などを勘案して、審査手続きの簡便化、貸し出しの迅速化、貸出金の返済猶予など、災害被災者の皆さまの便宜を考慮して対応しますので、お取引店にお申し出ください。

### 今回の台風により借入金の返済が困難となった個人のお客さまへ

「台風第 10 号」による被災は、災害救助法の適用を受けており、平成 28 年 4 月 1 日より適用が開始された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。返済が困難であるなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインを活用し、一定の要件のもと、住宅ローンなどの債務の免除を受けることができます。

[自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン\(全国銀行協会の HP へリンク\)](#)

以 上